

諮問（情）第41号

答 申

第1 審査会の結論

札幌ドームネーミングライツ協賛企業の募集に係る起案文書一式（以下「本件対象公文書」という。）について、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要**1 公文書の公開請求**

請求者は、平成23年3月15日に札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、諮問庁に対し、「札幌ドームネーミングライツ協賛事業に応募した企業（以下「応募企業」という。）が不合格となった理由・経緯等がわかる文書」の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 諮問庁の決定

本件対象公文書は、応募企業を選定しないこと及び再度協賛企業を募集することについての起案文書一式であり、応募企業から提出された協賛申込書（以下「申込書」という。）及び応募企業に通知した選考結果通知等が含まれている。

諮問庁は、本件請求に係る第三者である応募企業に対し、条例第14条第1項に規定する意見書の提出機会を設けたところ、応募企業が特定される部分を非公開とすることを求める意見書が提出された。

諮問庁は、平成23年4月28日に応募企業名が特定される情報等を非公開とする公文書一部公開決定（以下「原決定」という。）を行い、請求者及び意見書を提出した応募企業に通知した。

3 異議申立て

当該応募企業（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成23年5月9日に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て及び公開を執行停止する旨の申立てを行った。

諮問庁は、本件異議申立てに係る審理を行うため、同法第48条において準用する同法第34条第2項の規定に基づき、公開の実施を停止している。

第3 異議申立人の主張要旨**1 異議申立ての趣旨**

本件異議申立ての趣旨は、申込書に記載されている異議申立人の業種について、公開することとした原決定を取り消し、その非公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 業種が公開されると、企業が限定される。
- (2) 落選した結果が公表されることで、企業イメージに悪影響が及び、営業上の支障が生じる。
- (3) 協賛決定となった場合に限り公開するという条件で応募しており、公文書公開請求により公開されることは事前に把握していなかった。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象公文書のうち、応募企業を特定できる情報を公開すれば、これを嫌う法人に応募を躊躇させ、今後の本件募集の事務又はこれに類する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこととなることから、原決定においては、応募企業を特定できる情報が条例第7条第5号オに該当すると判断し、非公開としたところである。しかし、申込書における業種欄に記載された情報については、これのみをもって応募企業を特定できるものではないため、同条同項に該当しないと判断し、非公開部分から除いたものである。
- (2) 原決定にあたり、業種欄の記載をもって応募企業を特定することができるかを検討したところ、統計法上の分類には該当がなく、仮に類似した業種に分類しても、多数の企業が該当することから、当該部分をもって応募企業を特定することはできない。
- (3) 協賛決定となった場合に限り公開するという条件はない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書

本件対象公文書は、平成22年1月に募集した札幌ドームのネーミングライツ協賛企業の募集に係る起案文書一式であり、申込書及び選考結果通知等が含まれている。なお、申込書には応募企業の法人名、本社所在地、業種、事業内容、希望協賛期間、協賛金額、希望愛称案、地域貢献等の提案事項等が記載されている。

2 異議申立てに係る非公開情報

原決定においては、応募企業が特定される情報を非公開としているが、上記申込書のうち、業種欄に記載されている情報は公開となっている。

3 応募企業の識別性及び条例第7条第5号オの該当性

異議申立人は、上記1の本件対象公文書のうち、上記2の業種について、公開すると応募企業が限定されると主張していることから、その識別性及び条例第7条第5号オの該当性について検討する。

申込書に係る業種欄は、その記載方法について募集要項等において特に指示されていないことから、応募者が自社の業種について自由に記載することができるものである。当審査会が本件対象公文書を見分したところ、申込書の業種欄に記載されている情報は、複数の業態・商態が想定できるものであった。

したがって、業種欄の記載から想定される企業は相当数に及ぶこととなり、応募企業を識別することはできないと認められる。

また、このことから、業種欄に記載されている情報は、条例第7条第5号オに該当し

ないと判断する。

4 条例第7条第2号ア該当性

異議申立人は、上記2の業種について、条例第7条第2号アに該当し、非公開とすべきである旨を主張しているとも考えられるため、その該当性について検討する。

当該条項は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保護しようとする趣旨であり、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、公開しないと定めたものである。しかし、上記3のとおり、そもそも業種欄の記載から応募企業を識別することはできないと認められるため、条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

5 その他

異議申立人は、協賛決定となった場合に限り企業名を公開するという条件で応募しており、公文書公開請求により公開されることは事前に把握していなかったと主張していると考えられるが、上記3のとおり業種欄の記載から応募企業を識別することはできないため、当該条件の有無は、判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のことから、第1のとおり判断する。

第6 審議経過

次表のとおり。

■審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 23 年 7 月 8 日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成 23 年 8 月 18 日	異議申立人の意見書を受理
平成 23 年 11 月 29 日 (第 92 回審査会)	審議（事案の概要説明）
平成 23 年 12 月 15 日 (第 93 回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成 24 年 1 月 31 日 (第 95 回審査会)	審 議
平成 24 年 2 月 17 日 (第 96 回審査会)	審 議
平成 24 年 2 月 28 日	答 申